

別記様式第一（第13条関係）

表 面

第 号	
独立行政法人通則法第64条第2項の規定による立入検査を行う 職員の身分証明書	
写	職 名 氏 名
真	年 月 日 生 年 月 日 発行
押 出 ス タ ン プ	財 務 大 臣 又 是 経 済 産 業 大 臣
	(印) (印)

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

裏 面

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）抜すい
（報告及び検査）

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条 第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。